

岐阜県自転車条例が 施行されました

今年4月、「岐阜県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」が施行されました。ここでは、この条例で10月1日から新たに施行された内容をお伝えします。

義務化 保険の加入

全国的に自転車を運転する人が加害者となる、高額賠償事例が発生しています。万が一、事故を起こしてしまった時、自分と被害者を守るよう、自転車損害賠償責任保険などに加入していない場合は必ず加入しましょう。

こんな高額損害賠償の事例があります…

坂道を下ってきた小学5年生の自転車が歩行中の女性と衝突し、女性は意識が戻らない重症を負いました。監督責任を問われた保護者に、約9,500万円の支払い命令が出されました。

(神戸地方裁判所、平成25年7月4日判決)

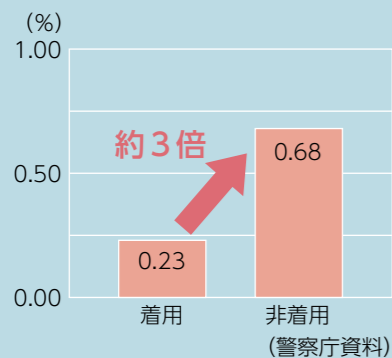
努力義務

ヘルメットの着用

市内で今年1～6月に起きた8件の自転車の事故のうち、7件の事故でヘルメットが着用されていませんでした。幸い、命に関わる事故にはならなかったものの、いつ重大な事故が起きるかわかりません。

ヘルメットを着用していれば、助かる命があります。子どもや学生だけでなく、大人もヘルメットを着用しましょう。

全国のヘルメット着用状況別の致死率比較(令和2年)



自転車安全点検の合言葉 “ブタハシャベル”

自転車に不具合が無いが、乗る前に点検しましょう。点検項目を「ブタハシャベル」で覚えておくと良いですよ。

- ブレーキ** 左右の利き具合は良いか
- タイヤ** 空気は十分に入っているか
 すり減っていないか
- ハンドル** 曲がっていたり、ガタガタしたりしないか
- シャタイ(車体)** サドルに座った時に両足が地面に付くか
 ライトは点灯するか
 反射器材が汚れていないか
- ベル** 音がきちんと鳴るか

反射器材は、車体の後部だけではなく、両側面にも付けましょう！



交通指導員 川村さん



市内各地で実施しています 交通安全教室

市は、小中学校やばら教室KANI、高齢者団体からの要望を受けて、交通指導員による交通安全教室などを可児警察署と共に行っています。自転車の安全な乗り方や正しい通行方法、自転車保険の加入義務化、ヘルメットの着用について、学年や年齢に応じた指導を実施しています。

今年5月には、東明小学校の児童を対象に、可児自動車学校で交通安全教室を行いました。約70人が参加し、自動車学校のコースを自転車で走りながら安全な乗り方を学びました。



自転車を安全に 運転できていますか？

問 防災安全課

通勤や通学、買い物など、子どもから大人まで多くの人が利用している自転車。皆さんは安全に運転できていますか。

今回は、子どもや高齢者を対象にした交通安全教室や、子どもたちの登校時に見守りや交通安全指導を行っている交通指導員に、自転車を安全に運転するためのポイントを伺いました。



安全に運転するためのポイント

自転車を安全に運転するためのポイントはたくさんありますが、ここでは特に気を付けてほしいポイントを紹介いたします。

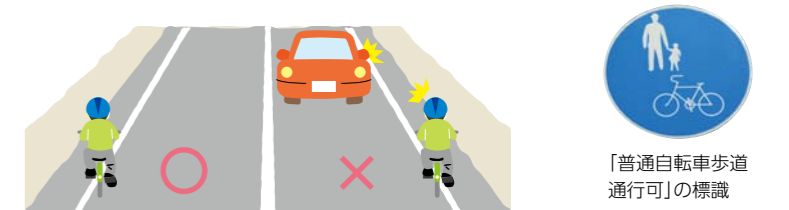
発進時、道路横断時の 安全確認を忘れずに

周りに車や歩行者がいないか、後ろ・左右・前の順で確認してから、発進したり道路を横断したりしましょう。



車道の左側を通行しましょう

自転車が車道を通行する時は、車と同じ左側通行です。13歳未満または70歳以上の人や、「普通自転車歩道通行可」の標識がある場合などは、歩道を通行できます。ただし、歩道は歩行者優先なので、車道側に寄って通行しましょう。



注意！ こんな場所を走る時

長い坂道



下る時はスピードを出し過ぎないようにブレーキをかけながら通行を。

交差点



自転車に限らず事故が多い場所。より入念に左右確認をして横断を。

この2つの場所以外に、学校や自宅周辺でも事故が多く起きています。

- 朝の通勤時間帯も事故が起きやすいので、時間に余裕を持って出掛けようようにしましょう。
- スマートフォンを操作しながら、傘を差しながらなど、「ながら運転」は絶対にやめましょう！



交通指導員 日比野さん